

■排煙設備設置対象建築物（建築基準法）

対象建築物又は建築物の部分	左記の対象建築物又は建築物の部分のうち設置免除部分	
1 特殊建築物（下記（一）～（四））で延べ面積が500m ² を超えるもの （一）劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 （二）病院、診療所（患者の収容施設があるもの）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、養老院、児童福祉施設 （三）学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場 （四）百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、店舗（>10m ² ） 【●対象外建築物 学校、体育館】	①～⑥	① （二）の病院等のうち防火区画された部分で、床面積が100m ² 以内のもの ② 階段部分、昇降機の昇降路部分などのほか、局部的な倉庫・物入れ・書庫・洗面所・便所・ダクトシャフトなど ③ 高さ31m以下の建築物の部分にある室（居室を除く）で、内装仕上を不燃・準不燃とし、かつ主要な出入口に防火戸を設けたもの、又は床面積100m ² 未満に防煙間仕切したもの（法別表第一（イ）欄の建築物の主たる用途に供する部分で地階にあるものを除く。以下4で同じ。） ④ 高さ31m以下の建築物の部分にある居室で、床面積が100m ² 以内ごとに防火区画することができ、かつ内装仕上を不燃・準不燃としたもの又は床面積を100m ² 以下とし、かつ内装下地仕上共不燃・準不燃としたもの ⑤ 高さ31mを超える建築物の室又は居室で、床面積が100m ² 以下に防火区画し、かつ内装仕上を不燃・準不燃としたもの ⑥ 左記対象外建築物中（3）に類する部分 ⑦ 高さ31m以下にある居室で、「防煙壁」などで床面積が100m ² 以内に防煙区画されたもの ⑧ 高さ31m以下の建築物の部分にある居室で床面積が100m ² 以内ごとに防火区画することができる、かつ内装仕上を不燃・準不燃としたもの
2 階数が3以上で延べ面積が500m ² を超える建築物 【●対象外建築物 学校、体育館】 （1）学校、体育館 （2）機械製作工場・不燃物の物品保管倉庫などで、主要構造部が不燃材料で造られたものなど （3）危険物貯蔵場、処理場、自動車車庫、せんい工場など（法令の規定により不燃ガス又は粉末消火設備を設けたもの）	①～⑦	
3 排煙上有効な開口部面積の合計が当該居室の床面積の1/50以下である居室 【●対象外建築物は、上記2と同じ】 その他、階数が2以下で延べ面積が200m ² 以下の住宅、長屋（床面積の合計が200m ² 以下）の住戸の居室で当該居室の床面積の1/20以上の有効換気窓等があるもの	①④⑤	
4 延べ面積が1,000m ² を超える建築物における床面積が200m ² を超える居室 【●対象外建築物は、上記2と同じ】	⑦⑧	

■排煙設備設置対象物（消防法）

設置の適用を受けるもの		設置の除外されるもの
設置義務のある建築物	防火対象物の部分	免除建物
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	舞台部で床面積200m ² 以上のもの	①防火対象物の部分の屋根または外壁に、排煙に有効な開口部が、当該防火対象物の部分の床面積の1/100以上あるとき。 ②建基法による排煙設備を設けた場合。
地下街	延べ面積1000m ² 以上のもの	①建基法による排煙設備を設けた場合。
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、遊技場、ダンスホール、百貨店、マーケット、大型店舗、展示場、車庫、駐車場、格納庫等。車両の停車場、航空機の発着所等の待合室。	地階、無窓階で床面積1000m ² 以上のもの	①防火対象物の部分の屋根または外壁に、排煙に有効な開口部が、当該防火対象物の部分の床面積の1/200以上あるとき。 ②建基法による排煙設備を設けた場合。